

山梨県公報

第千五百六十八号

平成十七年

五月九日

月 曜 日

目 次

土地収用事業の認定	三三二
道路の区域変更(七件)	三三二
道路の供用開始(二件)	三三四
公 告	三三四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	三三四
公安委員会	三三四
一般競争入札について(四件)	三三五

告 示

山梨県告示第百六十七号
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成十七年五月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 起業者の名称
峡北広域行政事務組合
- 二 事業の種類
(仮称)多目的広場・総合福祉センター整備事業
- 三 起業地
1 収用の部分 韮崎市龍岡町下條南割字御座田地内
2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

(仮称)多目的広場・総合福祉センター整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三十二条第二号に掲げる「地方公共団体が設置する広場その他公共の用に供す

る施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、用地補償費については既に財政措置を講じ、建設工事費等については平成十八年度以降に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

起業者が設置管理していた総合福祉センターは、管内の若者交流事業、生涯学習事業及び小学生の社会見学会の研修会場等で利用されていたが、平成十二年度の一般廃棄物処理施設(こみ焼却施設)の建替え工事に伴い解体撤去されたところである。以来現在まで、当該事業は消防本部会議室や公民館等を利用して実施してきたが、利用に不便を来している状況である。このため、新たに施設を建設するものである。また、多目的広場については、管内の住民の連携と交流を図るため、野球、ソフトボール及び運動会等が実施できるスペースを確保した広場を整備するものである。さらに、総合福祉センターには、一般廃棄物処理施設から出る余熱を利用した浴場を設置することにより、多目的広場との一体的な活用も図るものである。本事業実施により、峡北広域行政事務組合管内の住民福祉の向上及び地域の活性化に寄与すると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家は少なく、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認

められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、総合福祉センターの状況及び多目的広場の求められている役割を踏まえると、早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、利用者数等から積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

韮崎市役所環境室

山梨県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年五月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年五月九日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 路 線 名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南巨摩郡南部町大字内船字橋田俣下八一三〇番の二地先から		一一・〇〇 四〇・〇	九〇・八

南巨摩郡南部町大字内船字外古御所七七九五六番の九地先まで

新	一一・〇〇 一八・四	八〇・〇
---	---------------	------

山梨県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年五月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年五月九日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 路 線 名 身延本栖線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南巨摩郡身延町大字身延字東合三五〇六番の三地先から 南巨摩郡身延町大字身延字東合三五〇六番の四地先まで		一一・〇〇 一八・〇	一一・五 一一・五

山梨県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年五月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年五月九日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 路 線 名 北杜八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

北杜市大字須玉町若神子字古城三三九一番の一地先から 北杜市大字須玉町若神子字古城三三七六番の一地先まで	新	旧
	一九・〇 二六・〇	一一・六 一二・八 三三・〇

山梨県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年五月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

北杜市大字須玉町若神子字古城三三五〇番の三地先から 北杜市大字須玉町若神子字古城三三五〇番の三地先まで	新	旧
	一五・四 二六・四	一一・八 一五・四 二七・〇

山梨県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年五月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 梁川猿橋線

三 道路の区域

大月市猿橋町大字藤崎字前田一九一四番の二地先から 大月市猿橋町大字藤崎字岡ノ原一〇二四番の一地先まで	新	旧
	三・八 一四・八	三・八 一四・八 一〇六八・〇

山梨県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年五月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原あきる野線
- 三 道路の区域

上野原市桐原字菰沢八五三〇番の五地先から 上野原市桐原字菰沢八五四三番の一地先まで	新	旧
	一六・五 五七・〇	一六・五 四五・五 二九〇・〇

山梨県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年五月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡秋山村字イヤナ二七〇八番の三 地先から 南都留郡秋山村字イヤナ二七〇七番の三 地先まで	一七・八 二八・八	一七・八 四一・九	三三・一	三八・一

山梨県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年五月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月九日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	長坂高根線	北杜市大字長坂町大八田字道添 三八五二番の四地先から 北杜市大字長坂町大八田字道添 三九二二番の一地先まで	一一九・〇	平成十七年 五月九日

山梨県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年五月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月九日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	小荒間長坂 停車場線	北杜市大字長坂町長坂上条字牛 池二三一三番の六四地先から 北杜市大字長坂町長坂上条字牛 池二三一三番の六二地先まで	二七・〇	平成十七年 五月九日

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年五月九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
甲斐市篠原字大明神三一五二の三、三一五二の四、三一五二の五、三一五二の六、三一五二の七、三一五五の五、三一五五の六及び三一五五の七の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路 ゴミ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市堀之内町七百二十七番地一 ランド・メーション 代表 衣川常弘

公安委員会

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年五月九日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
ホストコンピュータ 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成十八年一月一日から平成二十二年十二月三十一日まで

4 借入場所

山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二三五 二二二

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年六月二十八日午後一時三十分 山梨県民会館四〇五会議室

4 郵送による入札書の受領期限

平成十七年六月二十七日午後四時

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
免除

3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十七年五月十六日から同年六月十四日までの山梨県の休日（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否
要

6 その他
詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Host Computer Systems, 1 Set
- 2 Date and time for tender
1:30PM June 28,2005
- 3 Bureau in charge
Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police
Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan
TEL055-235-2121

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年五月九日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 借入物品等の名称及び数量
交通事故情報管理システム 一式
 - 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間
平成十八年一月一日から平成二十二年十二月三十一日まで
 - 4 借入場所
山梨県警察本部長が指定する場所
 - 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加

することができる者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二三五 二二二一

2 入札説明書の交付方法
この公告の日から三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所
平成十七年六月二十八日午後二時 山梨県民会館四〇五会議室

4 郵送による入札書の受領期限
平成十七年六月二十七日午後四時

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十七年五月十六日から同年六月十四日

までの山梨県の休日を守る条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Management Systems for Traffic Accident, 1 Set

2 Date and time for tender

2:00PM June 28, 2005

3 Bureau in charge

Information System Planning and Direction Section, Information Management

Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police

Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan

TEL055-235-2121

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年五月九日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

K A Iシステム機器 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成十八年一月一日から平成二十二年十二月三十一日まで

4 借入場所

山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二三五 二二二一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年六月二十八日午後二時三十分 山梨県民会館四〇五会議室

4 郵送による入札書の受領期限

平成十七年六月二十七日午後四時

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

<p>2 入札保証金 免除</p> <p>3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十七年五月十六日から同年六月十四日までの山梨県の休日（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。</p> <p>5 契約書作成の要否</p> <p>6 その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the products to be procured Computer Systems for Yamanashi Prefectural Police Information Network, 1 Set</p> <p>2 Date and time for tender 2:30PM June 28,2005</p> <p>3 Bureau in charge Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 6-1 Manunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan TEL055-235-2121</p> <p>● 一般競争入札について 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。 平成十七年五月九日</p> <p>一 一般競争入札に付する事項</p> <p>1 借入物品等の名称及び数量</p> <p style="text-align: right;">山梨県警察本部長 田 中 法 昌</p>	
	<p>2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。</p> <p>3 借入期間 平成十八年一月一日から平成二十二年十二月三十一日まで</p> <p>4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所</p> <p>5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>二 一般競争入札の参加資格</p> <p>1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第百九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。</p> <p>2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。</p> <p>三 入札手続等</p> <p>1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二三五 二二二</p> <p>2 入札説明書の交付方法 この公告の日から三の1の交付場所において交付する。</p> <p>3 入札及び開札の日時及び場所 平成十七年六月二十八日午後三時 山梨県民会館四〇五会議室</p> <p>4 郵送による入札書の受領期限 平成十七年六月二十七日午後四時</p> <p>5 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当</p>

する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十七年五月十六日から同年六月十四日までの山梨県の休日（平成年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computers for Yamanashi Prefectural Police Network, 1 Set

2 Date and time for tender

3:00PM June 28,2005

3 Bureau in charge

Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police
Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan
TEL055-235-2121

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番